参画同意書

「もうひとつの京都」絆キャンペーンの参画に当たり、以下の内容に同意します。

１．商品の販売、またはサービスの提供なくクーポンの換金を行いません。

２．クーポンを使用できない商品に対して、クーポンでの支払いを受付けません。

３．キャンペーン期間中（令和3年12月20日から令和４年1月10日）は取扱事業者として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。

４．クーポンの取扱、取扱事業者の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。

５．クーポンの使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗事業者側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。

６．クーポンの取扱に対して、主催者からの改善要請等があった場合にはそれに従います。

店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用㏋・チラシ等に掲載）について同意します。

７．性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律 第122号）第２条に該当する店舗、施設ではありません。

８．京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第２条第１項に掲げる暴力団又は第２条第２号に掲げる暴力団員又は第2条第3号に掲げる暴力団員等と密接な関係を有するものに該当していません。また、将来にわたっても該当しません。

９．新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を徹底するため、関係する感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、分科会における提言など政府、京都府及び市町村の感染拡大防止策を踏まえ適切な対策を講じます。またその内容を旅行者に遵守させます。

10．クーポンの使用において偽造が疑われる場合には、速やかに事務局への届け出と当該事務局の指示を仰ぐこととします。

上記に反し、あるいは不正等を行った場合は、参加登録を取り消されること、補助金が受領

できないこと、補助金を受領した後も返金に応じること等、開催・運営事務局の指示に応じ

ます。また、これにより損害等の費用が生じた場合でも、一切の責任を負います。